

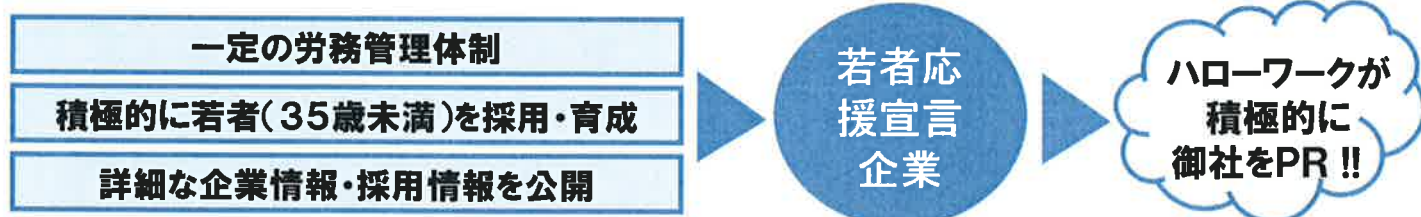
(事業主の方へ)

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さま

「若者応援宣言企業」になりませんか？

「若者応援宣言企業」とは・・・

一定の労務管理体制が整備されており、若者(35歳未満)のための求人を提出し、若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小企業を「若者応援宣言企業」として、都道府県労働局・ハローワークが積極的にPR等を行う事業です。



「若者応援宣言企業」になると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援宣言企業」を名乗ることができます	「若者応援宣言企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。(※1)

(※1) ただし、「若者応援宣言企業」を宣言できる期間は原則、宣言した日が属する年度の末日までです。継続して「若者応援宣言企業」を宣言する場合は、改めて求人等を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

どんな企業が「若者応援宣言企業」になることができるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人(※2)など、若者対象のいわゆる正社員求人(※3)をハローワークに提出すること
2	「若者応援宣言企業」の事業目的に賛同していること
3	右の就職関連情報を開示していること <ul style="list-style-type: none"> 社内教育、キャリアアップ制度等 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況 前年度の有給休暇および育児休業の実績 前年度の所定外労働時間(月平均)の実績
4	労働関係法令違反を行っていないこと
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと
7	助成金の不支給措置を受けていないこと

(※2) 大卒等求人については、「既卒3年まで応募可」であることが必要です。

(※3) 正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度の社員をいいます。

派遣求人(特定労働者派遣求人は除く)や請負求人は、本事業の趣旨・目的に沿わないため対象外となります。



厚生労働省・広島労働局・ハローワーク

LL250301派若01

「若者応援宣言企業」になるまでの流れ

① 求人提出

ハローワークに
学卒求人・一般求人を提出

※期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度のいわゆる正社員求人の提出が必要です。さらに、必要な経験が「不問」であることも必要です。

② 「宣言基準」の確認

- 事業目的に賛同していること
- 就職関連情報を開示していること
- 労働関係法令違反を行っていないこと

※宣言書などによって「宣言基準」を確認させていただきます。

ほか

③ 若者応援宣言

「若者応援宣言企業」求人として公開

- 都道府県労働局のホームページに「若者応援宣言企業」として企業名や就職関連情報を掲載します。
- 宣言された日から原則、その日が属する年度の末日まで「若者応援宣言企業」の名称を使用できます。

※事前に、厚生労働省及び都道府県労働局のホームページ内のチェックリストで自社の宣言基準の確認をすることができます！

事業所PRシート（記載例）

このような情報が都道府県労働局のホームページに掲載されます。

事業所番号	1234-567890-2
事業所名	(フリガナ) まるまるこうぎょう (株)〇〇工業
所在地	□□県△△市〇〇町 1-2-3

①社内教育・キャリアアップ制度等	入社後は先輩社員が担当として就き、OJTを通して丁寧に指導します。スキルアップのために2ヶ月に1回程度で社内勉強会も実施しています。			
②新卒者の採用実績及び定着状況		26年度	25年度	24年度
	採用人数	2	2	1
③新卒者以外の正規雇用労働者（35歳未満）の採用実績及び定着状況		26年度	25年度	24年度
	採用人数	2	1	1
④有給休暇の取得実績		26年度	25年度	24年度
	うち在籍人数	2	1	1
⑤育児休業の取得実績	10 日/年 (有休休暇取得総日数/正社員数)			
⑥所定外労働時間(月平均)	(男性) 50% / (女性) 100% (男性：育児休業取得者数/配偶者が出産した者の総数) (女性：育児休業取得者数/出産した者の総数)			
⑦社長や先輩社員からのメッセージ	20 時間			
⑧求める人材・選考基準	当社には若い人も多く、活気があります。社内は年齢・役職関係なくコミュニケーションが活発ですので、すぐに溶け込むことができると思います。実務経験がなくても周りの先輩社員に尋ねることができるため、経験のある・なし問わず当社の業務内容に興味をもっていただいた方は、ぜひお越しください。社員一同お待ちしております！！			
⑨福利厚生制度	製造業に関心があり、フットワークが軽く、チームワーク重視としている人			
⑩職場の風景画像	新婚旅行休暇(1週間)			
⑪インターンシップの受入れの可否	(有 ・ 無)			
⑫職場見学・職場体験の受入れの可否	(可 ・ 否)			
	・受入可能時期	8月から9月中で5日間		
・受入人数	2人			
・実施できる内容	製造ラインの軽作業・補助			
⑬出張講話の可否	(可 ・ 否)			
⑭その他	(可 ・ 否)			
	製造に興味のある方は職場見学でも結構ですので、ぜひお越しください。			

※「インターンシップ」や「職場見学・職場体験」の受入れを可能とPRいただいた事業所には、後日、ハローワーク等からご相談の連絡をさせていただく可能性があります。

貴社と若者との接点を増やし、相互理解の促進のために職場体験等の実施を、ぜひご検討下さい。

詳しくは、広島労働局、ハローワークへお問い合わせください。



事業所PRシート

事業所番号	
事業所名	(フリガナ)
所在地	

事業所写真添付

①社内教育・キャリアアップ制度等	
②新卒者の採用実績及び定着状況	26年度 25年度 24年度
	採用人数 うち在籍人数
③新卒者以外の正規雇用労働者（35歳未満）の採用実績及び定着状況	26年度 25年度 24年度
	採用人数 うち在籍人数
④有給休暇の取得実績	日／年 (有給休暇取得総日数／正社員数)
⑤育児休業の取得実績	(男性) % / (女性) %
	(男性：育児休業取得者数／配偶者が出産した者の総数) (女性：育児休業取得者数／ 出産した者の総数)
⑥所定外労働時間（月平均）	時間
⑦社長や先輩社員からのメッセージ	
⑧求める人材・選考基準	
⑨福利厚生制度	
⑩職場の風景	有 <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 無 (可 <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 否)
⑪インターンシップの受入れの可否	・受入可能時期 :
	・受入人数 :
	・実施できる内容 :
⑫職場見学・職場体験の受入れの可否	(可 <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 否)
	・受入可能時期 :
	・受入人数 :
⑬出張講話の可否	(可 <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 否)
	⑭その他

この事業所PRシートは、35歳未満の方を対象（「若者応援企業宣言」事業）とした内容となっております
予めご了承ください。

※ ②・③欄について、募集を行わなかった場合は「－」表記。

※ ⑤欄について、出産した者、配偶者が出産した者がいなかった場合、「－」表記。

※ ④・⑤・⑥欄について、求人提出の前年度の実績。

(注1) ②・③欄：求人提出日の属する年度を除く過去3年度分の実績を記載すること。また、「うち在籍人数」は、求人提出日現在の在籍している人数を記載すること。

(注2) ④欄：求人提出日の属する年度の前年度実績について、平均取得日数（有給休暇取得総日数 / 正社員数）を記載すること。

(注3) ⑤欄：求人提出日の属する年度の前年度実績について、以下のものを記載すること。

- ・ 男性は、配偶者が出産した者に占める育児休業取得者の割合
- ・ 女性は、出産した者に占める育児休業取得者の割合

(注4) ⑥欄：求人提出日の属する年度の前年度実績について、1ヶ月あたりの平均時間を記載すること。

(注5) ⑧欄：担当する業務の遂行に必要な能力や適性等を記載すること。

(注6) ⑩欄：有・無のいずれかにチェックをし、有の場合には、事業所の外観や就労場所等の写真を添付すること。

(注7) ⑪欄・⑫欄：可・否のいずれかにチェックをし、可の場合には、受入可能時期、人数及び実施できる内容を記載すること。

(注8) ⑬欄：可・否のいずれかにチェックをすること。

宣 言 書

当事業所は、若者応援企業になるため、以下の基準を満たしていることを宣言します。

- 1 若者の正社員としての採用及び人材育成に積極的に取り組む事業所であること。
- 2 以下の就職関連情報を開示する事業所であること。
 - ・ 社内教育・キャリアアップ制度等
 - ・ 新卒者の採用実績及び定着状況（求人提出日の属する年度を除く過去3年度分）
 - ・ 新卒者以外の正規雇用労働者（35歳未満）の採用実績及び定着状況（求人提出日の属する年度を除く過去3年度分）
 - ・ 有給休暇及び育児休業の取得実績（求人提出日の属する年度の前年度）
 - ・ 所定外労働時間（月平均）（求人提出日の属する年度の前年度）
- 3 求人の提出日において、労働関係法令違反を行っていない事業所であること。
- 4 求人を提出する日の前日から過去1年間に、事業主都合による解雇又は退職勧奨を行っていない事業所であること。
- 5 求人を提出する日の前日から過去3年間に、新規学卒者の採用内定取消を行っていない事業所であること。
- 6 求人の提出日において、各種助成金の不支給措置を受けていない事業所であること。

※宣言後に事業主都合による解雇若しくは退職勧奨を行った場合、新規学卒者の採用内定取消を行った場合、助成金を不正受給した場合、労働関係法令違反を行った場合又は開示情報に虚偽又は重大な誤りがあることが判明した場合は、宣言を取り消すこととする。

平成 年 月 日

事業所名 _____

役 職 _____

氏 名 _____（記名押印、又は署名）